

令和5年度 札幌市居住支援協議会 事業計画

1 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」の運営

- (1) 相談窓口「みな住まいる札幌」の安定的な運営を図る
受付時間：平日午前9時30分から午後4時30分まで
(昨年度より1時間延長)
相談体制：業務管理責任者1名、相談員2名の3名体制
管理体制：管理主体 (一財) 札幌市住宅管理公社
委託先 (一社) あんしん住まいサポロ
- (2) 出張相談会の実施
 - ・ 社会福祉協議会アトリウム (月2回程度)
 - ・ 地下歩行空間などでのイベントへの出展
- (3) 相談窓口利用者アンケートの実施
 - ・ みな住まいる札幌へ来所された方へアンケートはがきの配布を行い、相談窓口の満足度等の調査を行う。

2 居住支援に関する連携の強化、情報交流

- (1) 住まいと生活支援のスムーズなマッチングを行うため、勉強会や研修会を通じ居住支援法人や居住支援関連団体と連携を図る。
 - ・ 居住支援法人同士が情報交流する場として勉強会を実施 (年3回程度)
 - ・ 居住支援の可能性を広げるため、外部有識者を招いた研修会を実施 (年3回程度)
- (2) 相談窓口等で活用するため居住支援法人の特色をまとめた冊子を作成
 - ・ 様々な特色を持つ居住支援法人を適切に窓口で紹介できるようにするため、冊子を作成し、相談窓口等で活用する。
- (3) 協議会会員間で情報共有や問題解決を図る。
 - ・ 相談事例報告会の開催
 - ・ 居住支援関連団体との意見交換会を開催

3 普及啓発・広報活動

- (1) イベントへの出展やセミナー等の場を活用し、居住支援協議会やみな住まいる札幌の活動をPRする。
 - ・ 各種相談イベントへの出展

- ・居住支援関連団体への普及啓発
- (2) さっぽろ居住支援ガイドブックの更新を行う。
 - ・家賃債務保証、孤独死・残置物の対応、緊急連絡先引き受け等、有効な情報の検討、更新
- (3) 高齢者等向け住宅情報冊子の更新を行う。
 - ・家賃、管理費等の変更がある住宅の情報を更新
 - ・新たな高齢者向け住宅情報を追加
- (4) フリーペーパーや Web、公共交通の掲示等を活用した広報やチラシ等を用いた広報を行う。
- (5) 札幌市居住支援協議会のホームページの運営

4 補助事業

- (1) 見守り機器設置費等に対する補助制度の運用
- (2) より有効な補助制度の検討